

平成30年6月12日 開会

平成30年6月22日 閉会

平成30年第2回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

6月12日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第25号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第26号について（提案説明・質疑・討論・採決）	8
議第27号について（提案説明・質疑・討論・採決）	9
議第28号について（提案説明・委員会付託）	10
議第29号について（提案説明・委員会付託）	11
議第30号について（提案説明・委員会付託）	13
議第31号について（提案説明・委員会付託）	15
議第32号について（提案説明・委員会付託）	19
報第1号から報第3号までについて（提案説明・質疑）	19
散会	23
会議録署名議員	24

6月22日（金）

議事日程	25
議長及び出席議員	25
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	25
職務のために出席した者	26
開議	27
会議録署名者決定	27

一般質問	27
7番 岩田讓治議員	27
1番 西松幸子議員	30
4番 安井 忠議員	32
3番 西松 巖議員	35
5番 小川文雄議員	39
委員会報告	45
スマートインターチェンジ建設促進特別委員会	45
議会改革特別委員会	46
総務産建常任委員会	46
民生文教常任委員会	48
議第28号について（質疑・討論・採決）	48
議第29号について（質疑・討論・採決）	48
議第30号について（質疑・討論・採決）	49
議第31号について（質疑・討論・採決）	49
議第32号について（質疑・討論・採決）	53
報第4号について（提案説明・質疑）	54
閉会	56
会議録署名議員	57

平成30年6月12日（第1日）

議 事 日 程 (平成30年6月12日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第25号 専決処分の承認について
専第1号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議第26号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議第27号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の
変更について
- 日程第6 議第28号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第7 議第29号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 日程第8 議第30号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関
する条例制定について
- 日程第9 議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第32号 町道路線の廃止について
- 日程第11 報第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報
告について
- 日程第12 報第2号 平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書の報告
について
- 日程第13 報第3号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 西 松 幸 子	2番 碓 井 昭 夫	3番 西 松 巖
4番 安 井 忠	5番 小 川 文 雄	6番 大 平 文 雄
7番 岩 田 讓 治	8番 古 澤 榮 一	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
総務課長	山田靖	企画調整課長	大平共美
会計管理者	堀芳弘	税務課長	坂優
住民環境課長	吉村等	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	産業振興課長	岡田立
生涯学習課長	安井孝行	学校教育課長	堀隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村厚士	書記	定益直子
書記	馬淵佑司		

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより平成30年第2回安八町議会定例会を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回安八町議会定例会を開会します。

それでは、これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、2番 碓井昭夫君、3番 西松巖君に指名します。

議長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの11日間にすることに決定しました。

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中御参集賜り、まことにありがとうございます。

日ごろは町政発展のために格別の御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

平成30年度がスタートして2カ月半が過ぎようとしております。

さて、町の重点事業であります水道配水機場更新事業は、水道事務所の老朽化を受け、平成29年度より水道事務所の改築などを行っています。今年度は機械・電気設備工事を行います。先日契約先が決定され、本定例会に議案

として提出させていただいております。

また、アンピーバスの運行見直しにつきましては、6月の広報「あんぱち」にも掲載をさせていただきましたが、7月18日から路線を見直し、医療機関や商業施設の近くへバス停をふやす予定でございます。

今回のこの見直しは、アンケート調査や利用者からのヒアリングをもとに実施するものでございます。間もなく新しい車両が納入される予定でございますが、北部線、南部線をそれぞれ1台ずつの2台体制で運行し、25人乗りのバスから小回りがきく14人乗りワゴンへと変更し、便数も現在の6便から9便へ増便をいたします。

最後に、安八スマートインターチェンジを核として「若者や子供たちを優しく包摂するまちづくり」を推進していくためにも、プロジェクトチームにより土地利用の見直し事業を進めているところでございます。これからはまさに正念場であり、職員一人一人が気概を持って取り組んでいます。今後とも、議員各位、町民の皆様の一層の御理解、御協力を賜りながら、活力あるまちづくりを目指してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

さて、本日提案いたしましております主な案件ですが、平成30年度一般会計補正予算、専決処分の承認、条例改正、工事請負契約の締結、平成29年度一般会計、水道事業会計予算の繰越計算書の報告などとなっております。それぞれの案件につきましては担当より御説明させていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第25号 専決処分の承認についてを議題とします。

提案説明を求めます。

税務課長 坂優君。

税務課長 税務課より、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に成立し、同日公布されたことに伴い、安八町税条例等の一部を改正する条例の専

決処分をさせていただきましたので、朗読説明をさせていただきます。

議第25号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

1枚めくっていただきまして、専第1号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明としまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

安八町税条例等の一部を改正する条例。

以下につきましては、改正条文でございます。

第1条から第6条まで、6条立てとなっております。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをごらん願います。

安八町税条例の主な改正事項でございます。

1点目、固定資産税の関係につきましては、農地、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続いたします。

附則。この関係につきましては、附則第10条、10条の2、11条、12条、14条の改正となります。

次に、固定資産税の特例措置として、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置が新設されました。さらに、新築住宅の軽減や認定長期優良住宅、耐震改修住宅、バリアフリー改修住宅及び省エネ改修住宅に対しまして、一部床面積の上限を設ける縮減が行われたものもございまして、税額の軽減措置が2年延長となりました。

附則の第9条の3、9条の3第12項の改正で、以上のものにつきましては平成30年4月1日の施行となります。

次に、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援といたしまし

て、生産性向上特別措置法が施行されます。これにより、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の投資について、償却資産にかかる固定資産税を条例により3年間ゼロとするものでございます。

附則第9条の2の改正で、生産性向上特別措置法の施行日となります6月6日施行となります。

2点目、個人所得課税の見直しといたしまして、特定の収入のみに適用されております給与所得控除及び公的年金控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を33万円から43万円に10万円引き上げます。これは、第17条の第2項及び附則第4条の4の改正となります。

次に、2ページをごらんください。

給与所得控除・公的年金等控除の見直しが行われ、給与所得控除額が、上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き上げられ、控除の上限額は220万円から195万円となります。この際、子育てや介護を行っている者には負担が生じないように、所得金額調整控除が措置されました。

次に、公的年金等の控除につきましては、公的年金等の収入が1,000万円を超える場合に、控除額を195万5,000円の上限を設けるものでございます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合には、控除額を引き下げます。

以上は、第28条の2第1項及び第28条の2の改正となります。

次に、基礎控除の見直しといたしまして、下段に記入されているように合計所得金額2,400万円超えで控除額が低減を開始いたしまして、2,500万円を超えるところで控除額がなくなる仕組みとなりました。

次に、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超える133万円以下といたしまして、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分をそれぞれ10万円引き上げる改正が行われました。これにつきましては、第26条の3及び第26条の7の改正となります。

次に、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件が、135万円以下に引き上げられました。これは、第17条第1項の改正となります。

以上、個人所得課税の見直しにつきましては、平成33年1月1日施行とな

ります。

3点目、地方のたばこ税の関係につきましては、たばこ税の見直しが行われまして、税率の引き上げが行われます。国と地方のたばこ税の配分比率を1対1を維持した上で、3ページ最上段の表のように、たばこ税を平成30年10月1日から3段階で引き上げ、国と地方を合わせて1本当たり1円ずつ、計3円の引き上げとなります。

次に、加熱式たばこの課税方式の見直しが行われました。

近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直しが行なわれました。現行では、加熱式たばこにつきましては製品ごとに税額のばらつきがございました。それらを以下のように変更するものでございます。

アの加熱式たばこの重量0.4グラムをもって、紙巻きたばこの0.5本に換算する。

イの加熱式たばこの小売定価に相当する金額の紙巻きたばこの合計1本の本数に相当する金額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算する。

アとイによって換算された合計の本数とするもので、次の表のように平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものでございます。

4ページをごらんください。

今回の改正に伴います経過措置といたしまして、平成27年度税制改正により平成31年4月1日に予定されておりました旧3級品の紙巻きたばこに係ります税率の引き上げを、平成31年10月1日実施に延期がなされました。これらによりまして、今回の改正で3回にわたって税率の見直しが行われます。また、平成27年度改正による旧3級品の特例税率の廃止に伴う手持ち品課税も行われまして、計4回の手持ち品課税が行われることとなります。

以上につきましては、第74条、74条の2、75条、76条、これにつきましては改正条例の第2条、第3条、第4条、第5条を含むものでございます。また、第77条につきましては、改正条例の第3条、4条、そして6条を含むものでございます。また、78条、第80条、平成27年改正附則の改正となるものでございます。

4点目でございますが、地方税の電子化が図られます。

国税と同様に資本金1億円超えの普通法人等に対しまして、法人住民税、

法人事業税等の電子申告が義務づけられました。以上は、第32条の6の改正となります。

5点目でございますが、その他につきましては、法人町民税について、納期限の延長があった場合の延滞金について読みかえ規定が追加されました。その関係が第34条の改正でございます。

最後に、法律及び省令等の改正に合わせて規定の整備及び字句の改正を行った改正といたしまして、第13条、第16条の第1項及び第3項、第32条の5の3、第32条の5の5第3項、第36条、附則第4条の2、附則第4条の3、附則第16条の2でございます。

以上の改正につきましては、平成30年4月1日施行となります。

以上、税条例の主な改正事項でございます。よろしく願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり承認しました。

議長 日程第4、議第26号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 日程表23ページをお願いいたします。

議第26号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第26号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、水道配水機場更新機械工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額9,763万2,000円。4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市六条江東2丁目8番24号、三愛物産株式会社岐阜支店、支

店長 柏木博文。

続きます。1. 契約の目的、水道配水機場更新電気工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額4億3,092万円。4. 契約の相手方、岐阜県大垣市神田町1丁目1番地、株式会社弘光舎、代表取締役 小野義明。

本件は、水道配水機場の老朽化に伴う更新並びに耐震化に伴い、配水ポンプ設備、受変電設備、運転操作設備などの機械、電気設備の更新を図るもので、工期は3月末を予定しております。工事の請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決しました。

議長 日程第5、議第27号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 日程表25ページをお願いいたします。

議第27号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第27号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更について。

次のとおり、安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を変更するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、委託契約金額（平成29年9月8日議決、議第32号）中

「2億3,300万円」を「1億886万円」に変更する。

本件につきましては、浄化センターの長寿命化に伴う受変電設備、監視制御装置等の電気設備の更新を日本下水道事業団に全面委託し、本年度末までの予定で実施をしております。

工事内容の精査並びに事業団の実施した一般競争入札により工事費が減額となりましたので、協定の変更をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

議 長 では、質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第28号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第28号を朗読、説明させていただきます。

議第28号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、コミュニティバスの運行区域を拡大するため及び利用料規定の整備のため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町コミュニティバス設置条例の一部を改

正する条例本文でございます。

安八町コミュニティバス設置条例（平成15年安八町条例第17号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

第2条では、コミュニティバスの運行区域を安八町内と規定しておりますが、ただし書きを追加し、今回の路線見直しに伴う町外へ運行できる規定を設けるものでございます。

また第5条では、利用料に関する規定、無料対象の規定となっておりますが、現行の規定にない療育手帳や精神障害者手帳を有する方は、町長の認める場合免除する等の規定を準用しておりましたが、今回明文化してわかりやすくするものでございます。

最下段。附則として、この条例は公布の日より施行する。

また、別冊の議案資料5ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読のほうよろしくお願ひします。

以上、議第28号について御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま議題となっております議第28号は、会期内の民生文教常任委員会で審査いただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第7、議第29号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議第29号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第29号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の育児休業等に関する条例（平成4年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の7ページをお開き願います。

安八町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、非常勤職員の育児休業の期間の特例を定める必要があるため、所要の改正を行っておるものでございます。

7ページの第2条第3号のイにおいては、今回の改正で第2条の4の規定、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の条文が追加となりました。その規定に該当する場合、1歳6カ月に達した時点で保育所等に入れない場合等に限り、再度申請することによりまして育児休業期間を最長2歳まで延長できるものでございます。

次に8ページをお願いいたします。

8ページ中段の「及び次条」につきましては、今回の改正で第2条の4の規定が追加となったことによる根拠条文の追加でございます。

8ページ下段から9ページの第2条の4の規定につきましては、育児休業法第2条の第1項の条例で定める場合として、非常勤職員が2歳に達するまでの子について育児休業をすることができる場合の特例を整備するものでございます。

9ページの下段の改正につきましては、今回の第2条の4の規定が追加になったことによりまして、第2条の4の規定が第2条の5として条例の条の繰り下げを行うものでございます。また、第3条の7号の改正につきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情によりまして、第2条の4の規定を追加するものでございます。

最後に、附則の改正でございます。

給与条例附則第17項の規定につきましては、平成30年4月1日から廃止となりましたので、削除を行うものでございます。

議案書の33ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございます。

次の34ページをお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、附則第4項を削る改正規定につきましては、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第29号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第8、議第30号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 議第30号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

議第30号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例制定について。

安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が、平成29年7月31日に施行されました。このたび同法第25条の地方公共団体等を定める総務省令第1条に当町が該当することとなったため、当該固定資産税を課税免除とする特例条例を制定し、あわせて安八町企業立地促進条例の対象となる工場等を拡充するため一部改正を行

うものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例。

以下は本文でございます。

内容につきましては別冊の議案資料にて御説明をさせていただきますので、議案資料の11ページをよろしくお願いたします。

安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の主な事項につきまして、御説明をさせていただきます。

概要といたしましては、企業立地促進法の一部が改正され、地域未来投資促進法として平成29年7月に施行されました。この法令及び総務省令では、財政力指数が0.67を下回る地方自治体において、土地・家屋・構築物の課税免除、または不均一課税を行った場合、減収額を交付税で補填するとあるため、固定資産税を免除する特例条例を制定するものであります。また、本条例または安八町税条例附則第9条の2第16項の適用を受けた事業に対し、安八町企業立地促進条例の対象とするため一部改正をあわせて行うものであります。

第1条（趣旨）につきましては、国の同意を得た基本計画に定める促進区域内において、施設等を設置した事業者に対する固定資産税の特例を定めるというものでございます。

第2条（固定資産税の課税免除）につきましては、県による事業計画の承認及び国による地域経済牽引事業であるとの確認を受けた者が設置した施設に対し、固定資産税を3年間免除するというものでございます。適用条件としましては、①から③のものに限ります。

第3条（申請書の提出等）につきましては、課税免除を受けようとする者は、町長に申請書を提出しなければなりませんというものでございます。

第4条（固定資産税の課税免除の取り消し）につきましては、①から③に該当した場合取り消しをするものでございます。

第5条（委任）につきましては、この条例の必要事項は規則で定めるものでございます。

附則といたしまして、裏面をお願いいたします。

第1項（施行期日）といたしましては、この条例は公布の日から施行する

ものでございます。

第2項（安八町企業立地促進条例の一部改正）としましては、新旧対照表でございますが右側が改正後、左側が改正前でございます。

1. 第2条第2号のア. においては、「（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類F」を、「（平成19年総務省告示第618号）に掲げる大分類E」に改め、同号イ. の次に、次のように加える。ウ. 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の適用を受けた事業ですが、議決をいただいた後に告示番号を入れさせていただきます。エ. 安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）附則第9条の2第16項の適用を受けた事業でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第30号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第9、議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議第31号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,251万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億8,251万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、41ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正、単位は1,000円でございます。

41ページは歳入、42、43ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億5,000万円に3,251万2,000円を増額し、52億8,251万2,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、44ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

44ページの中段をお願いいたします。

款、項、目とも繰越金、補正額、増額の2,532万2,000円につきましては、29年度からの繰越金でございます。

次に45ページをお願いいたします。

45ページ以降、3. 歳出について御説明をさせていただきますが、節区分の2. 給料、3. 職員手当等、4. 共済費の人件費関係につきましては、4月の人事異動に伴います科目間の組みかえが主な補正内容でございますので、組みかえに伴います各科目での説明は省略させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

3. 歳出は、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額1,185万7,000円。財源は全て一般財源でございます。総務管理事務経費1,147万5,000円は、人件費のほか節区分7の賃金432万円は、1つ前の共済費の社会保険料等64万4,000円は、臨時職員1名採用によります補正を、また、13番委託料の業務委託226万8,000円につきましては、臨時職員等に係る会計年度任用職員制度導入に伴います関係する条例や規則を整備するための移行準備経費の補正をお願いするものでございます。

次に、地区行政執行経費38万2,000円は、地区集会所設置補助金といたしまして、1地区の地区集会所の改修工事に対します補助金を計上するものでございます。

最後に50ページをお願いいたします。

下段の款、項、目とも予備費、補正額79万円につきましては、今回の補正予算の財源調整のため増額をするものでございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 46ページに戻っていただきまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の81万1,000円。社会福祉事務経費の節区分、共済費の社会保険料等35万8,000円並びに賃金223万円につきましては、福祉課の臨時職員1名分に係るものでございます。

続きまして、目、安八温泉費、補正額、増額の3万円。安八温泉の施設運営経費として、備品購入費に扇風機2台分を計上するものでございます。

特定財源のその他、寄附金3万円につきましては、安八温泉への特定寄附でございます。

議長 産業振興課長 岡田立君。

産業振興課長 それでは、議案書47ページをお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、36万円でございます。財源内訳は特定財源の諸収入36万円で、機構集積協力返還金でございます。全て償還金、利子及び割引料で、個人が所有している全ての農地を、農地中間管理機構を活用して貸し付けを行い経営転換協力金を受け取ったものが、再び農業を始めたため返還金が生じ、その返還金を国に返還するものでございます。

続きまして最下段をお願いいたします。

款、項ともに商工費、目、商工業振興費、補正額250万円でございます。全て一般財源で、今年度より新たに開催されます夏祭り「安八水まつり」でございますが、その運営をするために要する経費の一部を負担するものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き47ページ中段をお願いいたします。

目の農地費、補正額1,300万円。財源内訳、特定財源、国県支出金650万円は、県支出金、農村整備事業県補助金でございます。

節、委託料1,300万円につきましては、県単土地改良事業として牧地区圃場整備に係る調査設計業務委託料でございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 49ページをお開きいただきしたいと思います。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の161万2,000

円でございます。財源といたしましては、全て一般財源でございます。節、使用料及び賃借料11万円。この11万円につきましては、牧小のパソコン室の空調機器取りかえ工事のリース代でございます。

節、工事請負費150万2,000円。この工事請負費につきましては、牧小の荷物用エレベーター取りかえ工事代でございます。

続きまして、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の21万3,000円。全て一般財源でございます。節区分、使用料及び賃借料21万3,000円でございます。登龍中の職員室の空調機器の取りかえ工事代のリース代でございます。

議 長 生涯学習課長 安井孝行君。

生涯学習課長 続きまして49ページの最下段になります。

項、社会教育費、目、公民館費、補正額103万3,000円。全て一般財源でございます。

節の使用料及び賃借料といたしまして、中央公民館屋内消火栓、非常用発電機の更新に伴うリース料でございます。

続きまして最下段です。

目、ハートピア安八費、補正額30万円。財源内訳としましては、特定財源、その他、寄附金30万円でございます。安藤重寿氏より萬壽男文庫充実のための指定寄附金でございます。節の備品購入費といたしまして、輪中等に関する書籍などの購入費でございます。

1枚はねていただきまして、50ページをお願いします。

上段になります。

項、保健体育費、目、保健体育総務費、全て一般財源でございます。補正額、減額の566万5,000円のうち、節の共済費、社会保険料等32万2,000円並びに賃金215万円につきましては、総合体育館臨時職員1名分の社会保険料と賃金でございます。

以上、平成30年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第31号は、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第10、議第32号 町道路線の廃止についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 日程表51ページをお願いいたします。議第32号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第32号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

53ページをお願いいたします。

整理番号1. 路線番号23500、路線名、南川3号線。牧字南川4513番地先から、牧字南川4510番1地先の延長102メートルでございます。企業誘致により企業の進出が決定しました。宅地造成前に町道路線の廃止が必要となりますので、今回提案するものでございます。

裏面54ページには、廃止路線網図を掲載しておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第32号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで決定しました。

議 長 日程第11、報第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第12、報第2号 平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について、日程第13、報第3号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第11、報第1号から日程第13、報第3号までを一括議題とすることに決定し、これを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 日程表55ページをお願いいたします。報第1号から報第3号まで朗読並びに御説明申し上げます。

報第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成29年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

57ページをお願いいたします。

平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書、単位は1,000円でございます。

款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業は、中区要望に係る水路改良事業でございます。翌年度繰越額1,150万2,000円でございます。

続いて、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費は、中村橋等橋梁補修費、南部中央道舗装に係る経費でございます。翌年度繰越額3,467万円。財源内訳、未収入特定財源、国県支出金1,927万8,000円。地方債1,200万円でございます。

続きまして、事業の道路新設改良事業は、輪之内連絡道路、中地区墓地南道路整備事業等でございます。翌年度繰越額1億96万2,000円。財源内訳、国県支出金5,044万6,000円、地方債3,710万円、その他1,189万9,000円でございます。

続いて、項の都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業は、県道間アクセス道路、ラウンドアバウト交差点等に係る整備事業費でございます。翌年度繰越額1億8,833万4,000円。財源内訳、国県支出金9,534万4,000円。地方債7,020万円。その他1,777万8,000円でございます。

最下段、事業名、スマートインターチェンジ建設事業は、スマートインターチェンジ記念公園造成事業でございます。翌年度繰越額615万6,000円。財源内訳、その他は615万6,000円でございます。財源内訳の未収入特定財源の国県支出金は、社会資本整備総合交付金、地方債は公共事業等債、その他はスマートインターチェンジ基金繰入金でございます。いずれもスマートインターチェンジ本体工事のおくれなどから年度内の完成が困難なため、繰り越しをしたものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

報第2号 平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について。

平成29年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

61ページをお願いいたします。

平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書、単位は1,000円でございます。

款、土木費、項、都市計画費、事業名、スマートインターチェンジ建設事業。こちらは、名神南導水路整備工事でございます。翌年度繰越額1億2,424万円。財源内訳として未収入特定財源、国県支出金6,833万2,000円は社会資本整備総合交付金。地方債5,030万円は公共事業等債。その他560万8,000円はスマートインターチェンジ基金繰入金でございます。

説明といたしまして、中日本高速道路（株）発注のスマートインターチェンジ本体工事の調整池、排水路系工事の完了が天候不順によりおくれ、同工事が完了しないと本工事に着手できない箇所があり約2カ月間工事を中断せざるを得なかったため、事故繰り越しとなったものでございます。

続きまして63ページをお願いいたします。

報第3号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する

ものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

65ページをお願いいたします。

平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書、単位は1,000円でございます。

款、水道事業費用、項、営業費用、事業名、水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事管理委託。翌年度繰越額755万円。財源は損益勘定留保資金等でございます。

続きまして、款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事。翌年度繰越額2億240万円。財源内訳として、企業債、上水道事業債でございます。こちらは、既設の地下埋設の水道本管が図面と実物とでは管口径に相違があり、その資機材の制作に時間を要したため履行期間、工期を半年延長したものでございます。

以上、報第1号から第3号まで、安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書、事故繰越繰越計算書、水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第2号 平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について、報第3号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終了いたします。

お諮りします。

各委員会審査のため6月13日から6月21日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、6月13日から6月21日までの9日間を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、6月22日は午前10時から本会議を開きますので、議場へお集まりく

ださい。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いしたいと思います。

11時15分から、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会を開催しますので、よろしくをお願いしたいと思います。御苦勞さんでございました。

(散会時間 午前11時03分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月12日

議 長 大 平 文 雄

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 西 松 巖

平成30年6月22日（第2日）

議 事 日 程 (平成30年6月22日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 一般質問
日程第3 委員会報告
日程第4 議第28号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定
について
日程第5 議第29号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について
日程第6 議第30号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関
する条例制定について
日程第7 議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
日程第8 議第32号 町道路線の廃止について
日程第9 報第4号 平成29年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 西 松 幸 子	2番 碓 井 昭 夫	3番 西 松 巖
4番 安 井 忠	5番 小 川 文 雄	6番 大 平 文 雄
7番 岩 田 讓 治	8番 古 澤 榮 一	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
総 務 課 長 山 田 靖	企 画 調 整 課 長 大 平 共 美
会 計 管 理 者 堀 芳 弘	税 務 課 長 坂 優
住 民 環 境 課 長 吉 村 等	福 祉 課 長 坂 和 由
建 設 課 長 河 合 一	産 業 振 興 課 長 岡 田 立

生涯学習課長 安 井 孝 行 学校教育課長 堀 隆 志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今 村 厚 士 書 記 定 益 直 子
書 記 土 岐 寿 徳

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまから平成30年第2回安八町定例会2日目を開会させていただきます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長 まず、日程第1、本日の会議録署名者は、4番 安井忠君、5番 小川文雄君を指名いたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、7番 岩田讓治君。

7番 おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、新学習指導要領の実施に向けて、学校のチーム力発揮をと題し、お尋ねをさせていただきます。

数年後から学校現場では、新学習指導要領に基づき教育が行われるとされています。これは社会の変化、例えば子供の自殺やいじめの問題が多発いたしております。また、学力の低下、国際化など、子供たちの周りもどんどんと変化がなされております。それに対応するため、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から新学習指導要領に基づき指導が全面実施されます。それまでのならし期間として、ことし4月から移行期間が始まりました。新学習指導要領の総則には、社会に開かれた教育課程の実現、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントによる学校改善などが上げられております。

さて、新設された道徳教育は、小学校では一足早くスタートいたしました。中学校でも2019年度には新学習指導要領による指導となります。英語も一部

先取りし、実施されることになっております。移行期間とはいえ、今後の教育課程編成、実施の基本方針などは早急に学校の状態と結びつけ、総合教育会議で検討する必要があると思われまます。新学習指導要領が実施されると学校の授業はどのように変わるのか、子供たちはどのように成長していくのか、保護者はこれらの教育に高い関心を寄せているに違いありません。

そこで、各学校では保護者や教育関係者、議会、民生・児童委員、地域住民にも新学習指導要領について説明をすることが重要ではないでしょうか。また、学校内では移行1年目に当たり課題を洗い出し、役割分担を明確にし、課題解決に向けた作業工程表を作成し、全面実施に向けた学校体制を整える仕組みづくりが重要だと思います。保護者や地域住民の期待に応え、学校教育の質向上を図るためには、教育長並びに校長先生のリーダーシップが問われると思います。教員一人一人の持ち味や得意分野を生かしつつ、学校としての総合的なチーム力を発揮してほしいと思います。

教育長さんの御所見をお伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 教育長 渡邊均君。

教育長 岩田議員の新学習指導要領の実施に向けて、学校のチーム力発揮をについてお答えします。

今回の学習指導要領などの改訂ポイントは、初めて前文を設けまして、その中に社会に開かれた教育課程の実現という理念を記述している点であります。そして、この理念の実現を図るには学校と社会がそれを共有し、地域と学校が協力して働きかけ合う協働活動を進めながら、学校内外を通じた子供の生活が充実し、地域も活性化されることを目指しております。

そこで、議員に御指摘いただきました改訂の趣旨を具現するための重要な方策について、2点からお答えいたします。

1点目、広く社会に開かれたものとするために、教育関係者にとどまらず、できるだけ多くの町民の皆様が学校と教育委員会が連携しまして、また会議や学校だよりなどの機会を捉えて、順次新学習指導要領の趣旨、内容等について説明、周知を図っていきます。

なお、本年度11月に開催を予定しております第2回総合教育会議で、その状況につきましても御報告し、見直しを図っていきたくと考えております。

2点目、円滑な完全実施にするために文部科学省から示されている新学習指導要領改訂スケジュールに基づきまして、発生した課題を随時把握、整理しながら、的確な充実が図れるように学校体制や教育委員会との連携体制の整備を計画的に進めてまいります。

長くなり恐縮ですが、具体的に3点御報告させていただきます。

1. 本年度全面実施の小学校道徳科と、移行措置の必要な小学校英語、外国語活動、外国語科でございますが、これにつきましては昨年度に町校長会の指導を受けながら、町教職員研修会道徳部会、あるいは国際教育部会の所属します教職員が1時間の授業で高めていきたい内容項目を決めたり、英語につきましては2年間かけて授業時間数を段階的にふやしたりしていくカリキュラムをつくって本年度より実施しております。

2つ目、文部科学省が示す学習指導要領改訂ポイントの中のその他の重要事項の一つであります防災・安全教育については、国土交通省の御支援並びに指定を受けまして、結小学校を拠点校に町内3小学校合同で幾つもの教科の内容を関連づけたカリキュラムをつくり、来年度先行実施できる体制をとっております。

3つ目でございます。教育委員会としましては、何より授業が命、子供の姿で示すという基本姿勢で、県教育委員会主催の教育課程研修会、町校長会主催の教職員研修会、各学校の校内主題研修会、略称で教研と申しておりますが、安八町教育委員会指定の教育研究発表会をそれぞれつなぎ、積み上げながら教職員が授業力を高め、改訂の全ての内容、項目について授業の改善、向上を図ることができる研修体制を組んでおります。

これらを踏まえまして、これから10年後、さらにその後の予測困難な社会、時代、未来をたくましく生き、切り開いていく子供たちを育てるため、若い先生とベテランの先生がバディというペアを組んで、ベテラン教師の活用、意欲化とともに、若い先生の指導力向上、悩みの解消を図りながらチーム力をさらに高めている学校がございます。これを全ての学校に広げ、さらに学校教育が充実するよう今後も取り組んでいく所存でございます。

以上、岩田議員の御質問への答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7 番 どうもありがとうございました。

具体的な例を挙げていただきまして、研修の内容等々わかりやすい御答弁でありがとうございました。

ただ、ことしから小学校では既に道徳の授業が始まっておるということでございます。先ほど私が申し上げましたように、子供たちの変化、周囲が既に変わっているということで、子供に対する等々の問題がクローズアップされております。こういう中で道徳科というのができて、実施されようとして、もう既に一部は実施されておるわけですけれども、これ大変幅広いといえますか、評価しにくい教科でございます。昔はA・B・Cとか1・2・3・4・5、こんな評点をつけたんですけれども、この道徳に関してはなかなかこういうものはつけづらいんじゃないかなというふうに感じておるわけでございます。

しかし、大変人間の基礎として重要な科目だというふうに理解をいたしております。ぜひともこのあたりを御理解いただきまして先生方に御指導賜りますようよろしく申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。終わります。

議長 1番 西松幸子君。

1 番 おはようございます。

通告に従いまして、私のほうからがん治療と仕事についてお伺いしたいと思っております。

国民の2人に1人はがんになり、患者の離職が大きな問題となる中、患者が働きながら通院や負担軽減に利用できる短時間労働勤務制度や在宅勤務制度を整備していない主要企業が約70%に上ることが共同通信のアンケートでわかりました。雇用継続に配慮する努力義務を企業に課した改正がん対策基本法が成立して1年半になりますが、両立を後押しする柔軟な働き方が十分広がっていない実態が浮き彫りになりました。がんは進行度合いや部位で個人差があり、必ずしも長期療養が必要なわけではありません。医療の進歩で治療しながら働ける人はふえています。放射線治療など定期的な通院が必要な場合や体調不安がある人に有用な短時間勤務を導入しているのは28.6%、在宅勤務は30.8%にとどまり、それぞれ71.4%、69.2%が未整備でした。企業の75.8%ががん検診を実施する反面、がんになった場合の相談窓口やマニ

ユアルがあるのは56.0%、復帰支援プログラムがあるのは36.3%でした。ことし5月29日、国立がん研究センターは、15歳から39歳の思春期・若年世代でがんと診断される人の数が年間2万1,400人に上るとの推計結果を発表しました。

万が一がんになっても社会に出ていく勇気を、病前、病後も変わらない生活を。そのためには社会全体で支援していかなければなりません。当町ではスマートICも開通し、これから多くの企業が進出することが予想されます。また、ことしも企業と町との意見交換会が行われます。当町の企業ががんになった人へのサポート、前向きに治療するための支援、雇用の継続に配慮していただくよう町からも働きかけていただけないでしょうか。若い人にとって働きやすく、住みやすい環境にしていかなければなりません。

以上のことについて、福祉課長に伺います。よろしく願いいたします。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の質問、がん治療と仕事についてお答えをいたします。

万が一がんになっても、引き続き働き続けられるよう、企業に対して働きかけていただきたいという御提言かと思えます。

国においては、がん患者が必要な支援を受けられるよう、がん対策基本法を2016年12月に改正いたしました。内容としては、事業主はがん患者の雇用の継続に配慮すること。また地方公共団体は、がん患者の雇用継続に資するよう事業主に対して啓発及び普及施策を講ずることなどが盛り込まれております。従来、がん患者の就労に関する悩みなどは患者個人の問題でありましたが、働き方が多種多様となってきた現在におきましては、企業や会社が考慮すべき事柄でもございます。現在、町内には約450の事業所があります。そのうち約80%は10人未満の事業所でございます。今回の法改正である事業主に対して雇用継続への配慮を求めることは社会全体で考えるものでございます。

それらを受けて、議員御提言のとおり、当町としても進めてまいりたいと考えております。具体的には、国や県で既に作成されたチラシ等を活用しながら、商工会とも連携しながら企業や事業主に対して周知を図るところから始めてまいりたいと考えております。このことにより、悩みや不安が解消され、病気になっても仕事をやめずに働き続けることができるものと考えてお

ります。

また、安八スマートインターチェンジの完成により、今後企業の進出や誘致が見込まれる中、若い方も含め、たとえ病気になったとしても安心して治療と仕事の両立ができる、働きやすく住みやすいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 ありがとうございます。

安心して治療に専念できるよう、企業と町、商工会が連携し、働ける環境が整えられることをお願いいたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 4番 安井忠君。

4番 議長より発言の許可をいただきましたので、事前通告どおり質問させていただきます。

私からは3月にもお聞きいたしましたとおり、スマートインターについて質問いたします。

スマートインターチェンジは3月24日開通以来、予定を上回る利用台数となり、町内外でも利便性の高さを高く評価する声が多く聞かれます。この事業は大変大きな計画変更もあり、長い期間を要しました。事業の計画立案から地区説明会、用地交渉、事業費などをまとめて経過報告をして公表していただきたく思います。この事業は安八町の歴史に残る事業として、現在編さん中の安八町史にも引用できると思いますが、町長の御見解を伺います。

それと、今回伺いたいのは詳しい事業費の内訳です。毎年度の当初予算や補正予算で何度も予算編成がされ、最終的にはどれだけの事業費が費やされたのかをお尋ねします。

1. ネクスコが主体で実施された事業内容と事業費。
2. 夢のかけ橋（高架橋）の事業内容と事業内訳及び財源内訳。
3. ETCゲート前から県道接続道路までの道路改良事業内容と事業費及び財源内訳。
4. 地区条件要望で実施した年度別事業内容と事業費及び財源内訳。

5. その他の事業推進のために支出した事業費及び財源内訳。

以上について答弁をお願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、安井議員の御質問、安八スマートインターチェンジの事業費などについてお答えをいたします。

本スマートインターチェンジは構想から11年の年月を経て、地権者や地元中区の皆様、中日本高速道路株式会社様の御協力を得て開通することができました。先日のスマートインターチェンジ建設促進特別委員会でも御報告させていただきましたが、5月の1日当たりの平均交通量は約3,150台と、平成42年の計画交通量、1日当たり2,800台を超える交通量となっており、安井議員が言われますように、多くの方々に御利用いただき、好評を得ているところであります。今後はスマートインターチェンジを有効に活用すべく、土地利用の見直しを最重要施策として取り組んでまいり所存でございますので、引き続き議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、御質問にありました安八町史への本事業の引用についてでございますが、安八スマートインターチェンジは町として一大事業であり、開通に至るまでの経緯はしっかりと記録に残し、将来へつないでいくということは行政としての責務と考えておりますので、安井議員御提案のとおり、現在編纂中の町史に加えていきたいと考えております。

次に、スマートインターチェンジの事業費についてでございますが、中日本高速道路株式会社も安八町も平成29年度事業を終えたばかりであり、まだ精算を終えてない事業や残工事もあり、最終の事業費としてまとまっておりません。よって、現時点での事業着手から今年度末までの事業費の見込み額を報告させていただきます。

それでは、1つ目の御質問、ネクスコ中日本高速道路株式会社が主体で実施された事業内容と事業費でございます。名神高速道路本線からの加減速車線、高架橋、ETC機器などの設置に係る工事費及びこれに伴う測量調査や設計費、用地費や補償費として約46億円、そのうちの約10億円を安八町が負担しております。

2つ目の御質問、夢のかけ橋となる高架橋の事業内容と事業費及び財源内訳でございます。本線をまたぐ高架橋、長さ38メートル、重さ253トン、昨

年5月に架設した部分でございますが、上部工事、基礎工事など事業費は約8億6,000万円でございます。なお、この事業費は先ほどの46億円に含んでおります。これらの負担割合は中日本高速道路株式会社と折半で、当町安八町は半額の約4億3,000万円を負担しており、その財源は国からの交付金であります社会資本整備総合交付金約2億3,700万円、地方債約1億7,400万円、残りはスマートインターチェンジ基金1,900万円を充てております。

3つ目の御質問、ETCゲート前から県道接続までの道路改良事業内容と事業費及び財源内訳でございます。工事の発注区分により、安井議員御指摘の区間と相違しますが、西は県道安八海津線の東方、棚橋鋼材資材置き場付近から東へラウンドアバウトを經由し、長良川右岸堤の県道北方多度線までの区間、いわゆる県道間アクセス道路の事業費として約12億8,400万円を見込んでおります。その財源といたしまして、社会資本整備総合交付金約7億600万円、地方債約5億1,900万円、残りはスマートインターチェンジ基金、これが5,900万円を充てております。

4つ目の御質問、地区の条件要望で実施した年度別事業内容と事業費及び財源内訳でございます。中区要望事業として、墓地南道路整備、輪之内連絡道路整備、六反道路整備工事など、約4億4,100万円を見込んでおります。その財源として、社会資本整備総合交付金などの国・県補助金約2億3,500万円、地方債といたしまして約1億6,400万円、残りはスマートインターチェンジ基金を充てております。

最後に5つ目の御質問、その他で事業推進のために支出した事業費及び財源内訳でございます。こちらは平成20年度以降、実施計画書の作成、騒音・振動・交通量調査、名神南側道の水路や下水道管の切り回し工事、名神南導水路つけかえ工事、標識の設置工事、記念公園の造成費用などで約7億9,200万円を見込んでおります。その財源といたしまして、社会資本整備総合交付金約3億6,700万円、地方債約2億6,400万円、残りはスマートインターチェンジ基金、これが1億4,200万円、一般財源といたしまして1,900万円を充てております。

以上、5点について報告をさせていただきました。

これまでのところ、スマートインターチェンジ本体並びに関連工事を含みまして、安八町の投資額といたしまして総額約35億900万円を見込んでおり

ます。その事業費のうち55%が国からの交付金であります社会資本整備総合交付金、そして40.5%が借金であります地方債、残り4.5%が今まで皆様から寄せられた御浄財、スマートインターチェンジ建設基金と一般財源でございます。

なお、本年度につきましては、名神北側の水路工事などの工事を進めているものでございます。最終的な事業費がまとめ次第、経過を含め、速やかに議員の皆様へ報告し、公表してまいりたいと考えております。御理解を賜りたく、お願い申し上げます。

以上、安井議員への回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 安井忠君。

4番 答弁ありがとうございました。

長期間を交付金、補助金等を使って最小限に抑えられたとは思いますが、町予算から言えば大変大きな支出でありまして、地方債も多く、結局は借金で長年かかって返していかなければならないというものであります。これからはそれに見合った有効な土地開発、土地利用、積極的な企業誘致を望みます。答弁は結構です。以上で質問を終わります。

議長 3番 西松巖君。

3番 今回は、今年5月、先月ですが、完成した道路についてお尋ねいたします。

お手元の資料のような形の道路が完成しました。なぜこのような形になったのか、他の選択はなかったのか疑問に思いました。最初は地権者Aさんの同意が最後まで得ることができなかったため、仕方なく現在の形になったと思いました。しかし、友人やAさん本人から話を聞いたところ、内容は意外な内容だった。Aさんの話では、私は何も反対などしていない。最初、町から道路拡張の知らせが届いた。次に、お寺での説明会に出席願いが届いた。説明会に出席、参加した。話も聞いた。そのときは道路のことだから、周りの方々と同じように協力は仕方がないと思っていた。ところが、その後、今日まで町からは何一つ問い合わせがなかった。周りの方々からはなぜ協力しなかったか、少し協力すれば済んだことなのにと誤解されている。私はAさんと友人に何度も何度も一度も問い合わせがないのは本当かと、そんなことはあり得んと、間違いないかと確認しました。2人とも本当のことだと言ひ

切る。2人の話が本当だとしたら、町は町側の理由で今回のような設計変更をしたことになる。私には信じられない。Aさんのこと抜きで、このような設計図で完成させるなど考えられない。私は2人の話が信じられなく、周りの人々から、特に地権者Bさんは私の同級生で一番親しい仲の1人ですが、いろいろ話を伺いましたところ、どうも本当のようだと。

そこで、3人の方にお聞きします。

建設課長さんには、1. 地権者Aさんに出した最初の道路拡張時の土地買い上げ予定の面積を教えてください。

2. お寺での町の説明会の出席者名簿に、Aさんの名前があるか確認願います。

3. 私たち議会へ提出の道路建設予算は、設計変更の前か後かどちらですか。

副町長さんには、完成した道路については幾つかの理由があったと思いますが、なぜAさんの土地が必要なくなったのか、町は設計変更してまで完成させたのか、お聞かせください。

設計変更については、議会側に説明必要なしの場合だったのですか。以上、お願いします。

町長さんには、今回完成した道路は私が担当者なら絶対につくりません。なぜならば、道路建設は安全・安心が第一だからです。変更場所は、危険箇所とみなします。町長さんには危険箇所と見えませんか。この程度は何でもありませんか。

2. 今回の私の危険箇所は当分の間はこのままですか。安全・安心を第一にした道路づくり、この資料のように1から2の点線のように直せませんか。

以上で質問を終わりますが、3人の答弁をもとに私たち地元の対応を決めさせていただきます。ありがとうございました。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 西松巖議員のこし5月に完成した道路についての御質問にお答えをさせていただきます。

個々の質問にお答えする前に、当該道路の整備に係る経緯等について御説明させていただきます。

当該道路は、スマートインターチェンジの建設に伴い、名神高速道路本線

の拡幅が必要となったことにより、従前の名神本線南側の側道を南方向へ移設するものであります。ほぼ従前の道幅で南へ移行した事業でした。既存の側道の移設を含めたスマートインターチェンジ計画全体の詳細な設計に入る前に、現況での土地の境界など状況を確認させていただくため、関係者と想定される方にお集まりいただき、計画等の説明や測量についてをお願いをさせていただいております。このことが西松議員が御質問で触れられている説明会のことであろうかと思えます。

道路整備は関係の方全てに御理解をいただいた上で進めさせていただくことが望ましいと思っておりますが、当該道路は名神側道としての機能の確保やスマートインターチェンジの建設の工程も踏まえ、整備が可能な範囲での道路の設計とさせていただきました。西松議員は、設計変更とのお言葉をお使いでございますが、当初計画どおりの施工となっており、途中の変更は行っておりません。

それでは、これより個々の質問に対しお答えをさせていただきます。

1点目、地権者Aさんに対する土地の買い上げ予定面積に関しましては、現況の土地に合わせ整備が可能な範囲での道路設計とさせていただいておりますので、土地の買い上げはなく、面積の把握には至っておりません。

2点目、説明会出席者名簿にAさんの名前があるか確認願いますとの御質問ですが、御質問の中で触れられているとおりであると思っておりますが、個人さんに関することでもありますので、町からのお答えは控えさせていただきます。

3点目、議会への道路建設予算は設計変更の前か後かどちらかについてですが、議会へは設計に入る前の計画段階での事業予定箇所、概算事業費での御説明をさせていただいたかと思っております。

議長 副町長 岡田武史君。

副町長 続きまして、私に対します御質問にお答えさせていただきます。

1点目でございます。なぜAさんの協力、土地が必要なくなったのか、設計変更してまでも完成させたのかについてでございます。これにつきましては、整備が可能な範囲での道路設計とさせていただいたことによるものでございます。早期の側道としての機能回復も必要であり、現状の形状を当初の設計として完成をさせていただいたものでございます。

2点目でございます。設計変更については、議会側への説明必要なしの案件であったのかでございます。工事内容の大きな変更、また事業費の補正など、こちらをお願いする場合には議会の皆様方への御説明をさせていただいているかと思えます。設計変更というお言葉をお使いでございますが、設計の変更の場合につきましては、特に議会の皆様への御説明はさせていただいておりませんでした。以上でございます。

議長 町長 堀正君。

町長 西松巖議員からの質問、私に対する質問につきまして回答させていただきます。

スマートインターチェンジの建設並びに周辺環境の整備に対しましては、地元地区の皆さんの多大なる御理解、御協力をいただいておりますことに改めて御礼申し上げる次第でございます。

しかしながら、町の力不足や関係者の方の事情などもあり、皆様方が御心配を持たれる状況にあるものもでございます。道路の機能、役目などによりまして、限られた状況の中で整備しなければならない場合もございます。何かと関係者の方には御迷惑をおかけすることもございますが、常に最善の対策を講じ、安全・安心な環境の整備に努めていきたいと考えております。

1点目の危険箇所には見えませんか、この程度は何でもありませんかとの御質問でございますが、どんな道路も絶対に安全とは断言できないと思えます。この程度とはとの思いは全くございませんが、各道路の状況に合わせた最善の対策を講じて安全の確保に努めてまいります。

2点目、危険箇所はこのままですか、直線的な形にされませんかとの御提言でございますが、道路は直線的に、また起点から終点まで同じ幅員での整備が理想であるとは思いますが、今後、どのように状況が変化するかわかりませんが、変化にはできるだけ柔軟に対応できるように努めていきたいと思っております。

以上で御回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松巖君。

3番 今の3人の方の答弁をいただきまして、特に副町長さん、Aさんの土地が必要なくなったのかということに関しては、最初からこの計画の変更ではな

く、最初からの予定どおりの設計で完成させたということに私は受け取りましたが、一般的な地元の人たちの感覚では、何でこんなことになったんやろうと。もうちょっと何とかすれば、こんなややこしい形にはならなかったのではないかというのが多数の意見であります。今の答弁を私たち周りの人たちとよく相談し、検討させていただいて、地元の対応をこれから決めさせていただきます。ありがとうございます。答弁は結構です。

議長 5番 小川文雄君。

5番 発言のお許しをいただきましたので、補正予算要求に疑問ありと題しまして町長さんに御質問させていただきます。

最初にお断りしますが、ちょっと風邪をこじらせておりまして、お聞き苦しい点があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

安八スマートインターチェンジが3月24日に開通したということで、先ほどの町長さんの御答弁にもありましたように、予想を上回る利用台数で船出ができたということで、一町民として非常に喜んでおる次第でございます。苦節11年、やっとの完成ということで、前町長さんの意思を受け継いで、現堀町政が数々の試練を乗り越えて今回実現をさせていただいたということは安八町の未来を語る上ですばらしいことだと思います。今後、安八町のまちづくりにどのように展開していくのかという真の意味での夢のかけ橋となっていくのか、しっかりと見守っていきたいと思います。

さて、そんな状況の中で、今回上程されております補正予算に関することで、どうしても合点がいかない点が多々ございます。今回の補正予算を要求された理由を私自身が正しく理解したいということで、あえて質問をさせていただきます。

この件に関しましては、既に総務産建常任委員会において質疑や討論の中で、町長さんのお考えについてお伺いしております。しかし、私自身は十分な理解ができておりません。二元代表制の議会に籍を置く一議員として、その責務を全うしたい、そういうためにあえて質問をさせていただきますことをまずもって御理解いただきますようお願いを申し上げます。その上で、私はもとより、町民の皆様方に納得していただける御答弁をいただけますようよろしくお願いいたします。

今回上程されております補正予算の中で、危機管理室の設置と臨時職員の

採用に関する今回の要求内容に関しましての質問でございます。ことしの4月から新たに設置されました危機管理室の臨時職員の賃金として432万円、それに見合う社会保険料負担分として数十万円が要求されました。そこで1点、なぜ今急に危機管理室を設置しなければならなかったのかということでございます。危機管理組織の必要性につきましては、大平議員、現在の議長さんでございますが、平成25年9月の定例会で内部統制組織の必要性を提案されました。企業での不祥事が頻発している状況の中で、企業内の内部統制に関する法律が施行されまして、いち早く地方自治体にも導入すべきではないかと提案をされました。その中で、答弁として、26年度内にはその方向性を出しますということでございました。あれから5年近くたちますが、なぜ今急に補正予算で対応しなければならなかったのかということでございます。なぜ当初予算に計上できなかったのかということでございます。5年近くも経過しているのでありまして、十二分に検討されたこととは思いますが、なぜ当初予算で組織改正と人事案件を上程されなかったのでしょうか。4月1日付で行われました人事案件が3月7日から16日にかけて開かれた定例会に上程できなかったということは、常識的に見て納得できません。組織を立ち上げて人選を行うという作業を、わずか半月という短時間で行うということになります。純粹に考えて、こんなことは極めて難しいことだと思っておりますが、いかがでしょうか。

3点目です。なぜ危機管理室に臨時職員が必要になったのかということでございます。危機管理室には正職員として2名が配属されております。そんな組織の中で、なぜ臨時職員が必要になったのでしょうか。危機管理室の事務分掌に見合う事務量の計算が当然されているでしょうから、それで3人必要と試算されたんでしょうけれども、それならばなぜ臨時職員でなくて専門家を招聘しなかったのかということでございます。たしか3月の委員会で私がこういう時期だから顧問弁護士体制の充実を図っていったらどうかという質問に対して、現行の弁護士2人体制でいきますという答えでした。その時点で危機管理室の設置についてのお話は何もありませんでした。しかし、察するに、その時点で人選も含めて決まっていたのではないのでしょうか。こんな経緯の中で疑問は、なぜこんな既成事実をつくってまで議会審議を有利な方向に導こうとされたのでしょうか。もし補正予算が可決されなかったら、

どうするおつもりだったんでしょうかということでございます。結局危機管理室を設置し、人員を配置してしまえば、議会でも否定はなされないだろうと。ある意味傲慢とも言えるやり方で、事を有利に運ばせようとされたのではないのでしょうか。そういったやり方、考え方に私は大きな疑問を持つのであります。少々言い方がきついかもしれませんが、この行為は議会を軽視し、しかも地方自治の原則であります二元代表制を否定するようなことだと私は思います。一議員として極めて残念で悲しいことだと思いますが、なぜあえてこういうことをおやりになったのかということでございます。はっきりした理由をお聞かせいただきたいと思っております。

話は少し変わりますが、危機管理室設置の具体的な評価基準をお持ちですかということですか。新しい組織を立ち上げようとするときには、その必要性や妥当性について十二分に御検討されたことと思っております。要するに、何のために何をするのか、そしてどうなればいいのかということでございますが、その評価はどのようにするのかという評価基準が当然あってしかるべきだと思います。このことについて御説明をいただきたいと思っております。

以上、8点について質問させていただきましたが、町長さんは特定の町民の方からの情報公開や監査請求、あるいは刑事告発等が頻発しており、一般事務に支障を来しているという現状を回避したいということで大義に危機管理室をおつくりになったんですが、今回の一連の措置が果たして町民の皆さんに正しく理解していただけるかどうか。いま一度町長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

なお、お断りでございますが、発言通告の中であと2項目上げさせていただいておりますが、この件に関しましては、あくまでもうわさ話や私の全く個人的な感想に基づくものでありますので、後々誤解を招き、行政に不必要な混乱を招きかねないと思ひまして発言を控えさせていただきます。ということをつけ加えさせていただきますして、質問を終わります。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、小川議員の御質問に対しまして回答させていただきます。

全部で8点の項目について御質問いただいたと理解しております。一つずつ回答させていただきます。

まず、1点目のなぜ急に危機管理室の設置をという御質問に対しまして回

答をさせていただきます。

大地震などの自然災害や不測の事態に迅速・的確に対処できるよう事前に準備していくのが危機管理であると思います。安八町では以前より内部統制、そして業務継続計画、通称BCPとも言われておりますが、これらの計画の確立が大きな課題でございました。これに対処するために昨年4月には県警OBを危機管理調整監として招致、そして総務課に危機管理職員を他の業務との兼務で配属をしました。この4年間、消防団や行政の中で不正、違法な行為が外部から指摘され、それに対して懲戒処分を科したり、案件によっては訴訟、告発されたりもしています。法に対する認識不足、慣習的に今まで行っていたことだからと判断したり、社会情勢が大きく変化してきている中で、組織として統治できていないところがあると感じておりました。この組織を抜本的に見直していくために、専属体制で職務に当たってもらうべく、今回危機管理室を設置いたしました。質問の中でもございましたが、かねてから議会からも指摘を受けておりました。それに対応がなかなかできていなかったところは我々も自覚をしております。そういった中で、不正や違法な行為が起きない、起こさせないために内部統制の仕組みづくりに5月から着手をいたしました。また、災害などの緊急事態が発生したとき、組織の被害を最小限に抑え、事務事業の継続や復旧を図るための業務継続計画、BCPの策定にも危機管理室を中心として早期に対応していきます。1点目の設置した経緯につきましては以上でございます。

2点目の御質問、なぜ当初予算に計上できなかったかに対しまして回答をさせていただきます。

今回、教育委員会関係の臨時職員の賃金などもあわせて補正をお願いしておりますが、予算調製時までには人事がまとまらなかったことが大きな理由でございます。そして、過去にも類似のケースがありましたが、当初予算に反映できなかつたら6月定例会でという安易な考えも根底にはあったと考えております。今後は急遽欠員が発生する場合を除いて、当初予算に全て盛り込めるようにしますが、どうしてもできなかった場合につきましては3月定例会の中で、その理由も含め補正対応することを事前に説明をさせていただきます。

3点目の御質問、なぜ危機管理室に臨時職員が必要にという対しまして回

答をさせていただきます。

危機管理部門に特化した職員を短期間で効果、成果を上げるためにスポット的ではありますが、先ほど申し上げました各種計画の策定に向けて、知識、経験を有した外部の人材を臨時的に任用して対応することにさせていただきました。これがその回答でございます。

4点目の御質問、なぜ専門家を招聘しないのかに対しまして回答をさせていただきます。

御質問の中にもありました専門家の招聘につきましては、かねてから小川議員からも提言をいただいております。現在、安八町では顧問弁護士を2人体制にしております。そして、警察OBの方にも専従で来ていただいております。専門家と言えるかわかりませんが、さらに国内有数の企業の中でさまざまな経験を積み、行政、地域の情報にも精通された方にも今回来ていただきました。日々連携をとりながら一つ一つの問題に対処しておりますが、これで十分とは我々も思っておりません。これからより高度な判断を求められることも出てくると考えております。我々もこれからも検討していきますので、的確に対処いただける専門家が見えれば、ぜひ御紹介をいただきたいと思っております。

5点目の御質問、既成事実をつくってまで審議を有利な方向にとということに対しまして回答をさせていただきます。

そのように解釈され得るという考えが及ばなかったこと自体、行政を預かる者として反省しなければならないと考えております。先ほど傲慢というお言葉を使われました。初心に返り、これからは謙虚な行財政運営に努めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思っております。

6点目の御質問、もし補正予算が可決しなかったらに対しまして回答させていただきます。

予算の裏づけがないと何事も進めることはできません。先ほども申し上げましたが、初心に返り、謙虚な行財政運営に努めていきますので、何とぞ御承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

7点目の御質問、なぜ議会を軽視、二元代表制を否定に対しまして回答させていただきます。

臨時的任用は公務の円滑な運営に支障を来すことのないようにするための

特例的な任用であり、その任用に当たっては基本的に各地方公共団体で判断されるべきものとされております。ただ、当然ながら予算と議会の議決も伴うものであります。先ほどの回答でも申し上げましたように、安易な考えが根底にあったものと考えます。事の大小にかかわらず、謙虚に行財政運営に心がけていきたいと考えております。

最後の8点目の御質問、危機管理室設置の具体的評価基準に対して回答をさせていただきます。

最初の質問で申し上げましたように、危機管理室ではこれから内部統制並びにBCP、業務継続計画の策定に、早期に完成に向けて取り組んでいきたいと思っております。その推進事務局となるのが危機管理室でもございます。これから内部統制、業務継続計画の策定を進めていく中で、的確な工程管理に努めていくことが大切であると思っております。工程どおりの進捗であるか否かを一番大きな評価基準として考えております。

以上、長くなりました。小川議員の質問の回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 御答弁ありがとうございました。

この件に関しましては、先ほども申しましたように、常任委員会でいろいろな意見が出ておりました。私もそうでございますが、臨時職員でなくても国や県の専門家を招聘したらどうなんだとか、臨時職員としては賃金がいかに高いよというような意見もございました。そういう中で、ほかの議員様方はどうお考えかわかりませんが、私は到底今の御答弁で、「はい、わかりました」と言うわけにもいきませんので、この措置に関しましてははっきりと反対したいと思っております。

そしてもう一つ、これはあくまでもうわさでございますので、余分なことを言いたくはありませんが、最近総務課近辺のムードが非常に悪いと。誰も寄りつかないし、ムードも暗いというようなうわさを耳にしております。なぜか、その理由はわかりませんが、そういったことが影響しておるのではないかなというふうに邪推をするところでございます。危機管理室の設置が、あるいは今回の人事措置が逆に危機を招くようなことになっては本末転倒甚だしいということでございますので、ぜひぜひそういうことのないように最

善を尽くしていただきたいということをお願いして質問を終わります。

議長 答弁はよろしいですね。

5 番 はい、結構です。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩させていただきます。15分休憩で、25分から再開させていただきます。では、暫時休憩いたします。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時25分 再開)

議長 再開いたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を求めます。

委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の委員会報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

このスマートインターチェンジが完成しておりますが、まだ今の附帯工事がありますので、まだ委員会としては続けております。

それでは、日時、平成30年6月12日火曜日、午前11時15分から行いました。

出席者は委員全員、関係執行部全員。

事件及び審査の結果でございますが、スマートインターチェンジ利用状況についての説明、安八スマートインターチェンジ周辺工事の進捗状況の報告を受けました。今後の町内の交通調査の実施やラウンドアバウトの交通ルールの周知を図ることにいたしました。

少数意見の留保はありません。

その他はございません。

以上で、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を終わります。

す。

議長 議会改革特別委員長 古澤榮一君。

8 番 それでは、議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、1. 日時、平成30年6月12日火曜日、午前11時30分から。

2. 出席者、委員全員及び議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

5月9日から11日の3日間にわたり、町民の意思を的確に反映できる議会を確立するため、今年度で第4回目となる平成30年度議会報告会を開催いたしました。

今回の報告内容としては、①平成29年度の議会活動報告、②平成30年度重点事業についてを報告いたしました。また、3会場合わせて合計100名の御参加があり、御意見を17名からいただきました。本委員会では各会場での質疑応答内容を確認し、結果については8月発行の議会だよりから掲載することにし、また来年度の議会報告会の開催方法について今後検討していくことにいたしました。

4. 少数意見の留保はございません。

その他、なしでございます。以上です。

議長 総務産建委員長 岩田讓治君。

7 番 私のほうから総務産建常任委員会の会議の報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、平成30年6月13日、午後1時30分からでございます。

出席者、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第29号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定並びに議第30号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例制定は、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）のうち、

当委員会にかかわる分を原案どおり承認をいたしました。

議第32号 町道路線の廃止について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

ただし、議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務管理事務経費の臨時職員の賃金の件、当初予算に上程しなかった理由について質疑がありました。反対意見も出ましたが、賛成多数で承認となりました。また、町民の求める危機管理室となるよう、今後議会への報告を求めました。

少数意見の留保はございます。後ほど報告があります。

その他、現地視察といたしまして、水道事務所の工事の様子を視察させていただきました。そして、先般水道事務所の工事のミスにより、水道の中断がございました。このあたりも担当者から原因等のお話も伺いました。ほか、完成したラウンドアバウト、それから中地区の道路改良工事、そして最後に町道路線の廃止の現場も確認をいたしました。

以上でございます。

議長 本件につきましては、小川文雄君から会議規則第76条の第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

小川文雄君。

5 番 留保していただきました少数意見、報告書にしたためておりますので朗読させていただきます。

平成30年6月22日、安八町議会議長 大平文雄様。総務産建常任委員会委員 小川文雄。賛成者 山中美恵子。

少数意見報告書。

6月13日の総務産建常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記1. 議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

2. 意見の趣旨、総務管理経費の臨時職員の賃金について、当初予算に計上せず、今回の議会に上程するための説明が不十分であります。予算が承認されてから契約を締結し、雇用すべきと考えます。以上でございます。

議長 これで少数意見の報告を終わります。

民生文教委員長 小川文雄君。

5 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 日時、平成30年6月14日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果。

議第28号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会にかかわる分を全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見留保の有無はありません。

その他として、現地視察を行いました。中央公民館の屋内消火栓、非常用発電機が故障しておりまして、その箇所を視察しました。以上です。

議 長 日程第4、議第28号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第29号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第30号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔挙手する者あり〕

議 長 討論があるようでございますから、討論の場合、委員会で賛成意見が多数を占めていて、地方議会の規定によりまして、もしも賛成の方から討論に参加していただきたいと思っておりますけれども、賛成の方で討論ございますか。

10番 何の討論かわからへん。討論があるといっても、何を主体においた討論かわからない。

〔3番議員挙手〕

議 長 では、西松議員から言ってください。討論。

3番 この総務産建常任委員会での審議の中で、先ほどの臨時職員の給料の件に

ついてですが、本当に激論しました。最初の賛成・反対は4対4の同数でありました。これに関して反対意見の討論の機会をいただければありがたいと思っております。以上です。

議長 反対意見ということによろしいですか。

3番 はい。

議長 では反対の討論を行ってください。

3番 これからですか。

議長 うん。登壇してください。

3番 わかりました。ありがとうございます。

反対意見の討論の機会をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど言いましたように、今回、総務産建常任委員会での審議の中で、補正予算、臨時職員の給料について相当な激論がありました。いずれにしても最後の採決に当たり、私は見送りをさせていただきました。

理由は2つありまして、一つは議会民主主義、もう一つは公金です。議会については、私たち議会議員は上は国会、県議会があります。総理大臣も県知事もそれはそれはそれぞれの議会の重要視してみえます。絶対的な権力者といえども公金を動かすときは、国は国会、国民の承認を、県は県議会、県民の承認を必ず得てから始めます。予算書を提出し、予算の承認の確認をしてから始めます。承認を得る前に絶対に事は進められません。これは皆さん御存じのはずです。ところが、我が安八町町長は臨時職員賃金の予算の確保をしないまま、4月からの臨時職員雇用契約をしてしまった。職員の雇用は町長の専任事項で、議会の承認を必要としないので、私はやりますとたんかを切られた。これが問題だった。4月からの資金手当が必要なら、3月の議会で何が何でも承認をとっておくべきだった。3月の議会で間に合わなかったときは我慢して、次の6月の議会で万全を期して承認をとって、7月から臨時職員雇用契約をすれば。何の問題もない。6月の議会で、まだ承認の前です。総額496万4,000円の補正金額の約4分の1、もう既に使い込んでおる。4月、5月、6月の給料を払っている、払わなきゃならない。議会の承認を得る前にこのようなやり方は、私は理解できませんでした。

もう一つは、この6月6日の中日新聞に南條保育園の土地買い戻し完了の記事がありました。議会初日、全員協議会での場で、町長さんから5月末

に土地買い戻しが終わったとの報告がありました。議長さんより、この件で何か質問ありませんかの声に、私は軽い気持ちで手を挙げて、買い戻しの金額は幾らだったんですかと聞いたところ、執行部は公表できませんと言われました。公金で売買契約した金額を公表できないとは。

10番 議長、今の関係と今回の補正の関係は関係ないんじゃないの。

3番 ちょっと待ってください。これは反対意見です。

議長 だから、31号に関することだけを申し上げてください。

3番 いかなる理由があるにしても、公金というものは公金の処理を間違えると大きな問題を抱えることになると感じましたので、深く追及はしませんでした。

以上をまとめますと、承認が先、これは議会民主主義の原点です。それと公金には隠し事なし、これが私の信条で見送りを決めさせていただきました。貴重な時間、ありがとうございました。

議長 反対、賛成の討論は簡潔にお願いいたします。時間もございません。よろしくお願いいたします。

今、西松議員から反対意見ですね。

では、賛成の。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

7番 私は賛成でございます。ただ、積極的な賛成ではございません。納得できない部分があります。しかし、今この一件で立ちどまって足踏みしているときではないと思います。一刻も早くこれら进行处理し、危機管理室の仕事に集中していただきたい、そう思っております。

今回できた危機管理室は庁内向けで、庁内というのは役場の中向けということですね、安八町向けやなしに。庁内向けで、多くの町民が要望する災害時の対応を早く町民に示すという危機管理室本来のものと異なります。よって、執行部は常に町民目線で行政運営に当たっていただきたいということを申し添え、賛成意見といたします。以上です。

議長 続きまして原案に反対者の意見を許しますが、どなたかございますか。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄議員。

5 番 発言をお許しいただきましたので、はっきりと反対の立場から理由を申し上げます。

先ほど一般質問でもさせていただきましたが、本件に係ることは誰がどう考えてみても正しいやり方であったというふうには理解が到底しがたいと私は思います。ただ、議員の中にはもう動き出してしまったんだから、今さらストップかけれんやないのというようなお話も聞こえてきました。しかし、そんなことを言っておる場合ではない、逆に。そんななあなあの議会なら、議会が何の機能もしていないということにつながってくると私は思います。したがって、これは断固反対ということに私は思っております。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[10番議員挙手]

議長 渡邊明博君。

10番 私は、前委員会の中でもこの関係について1時間半ほど質疑、答弁等、議論いたしました。

この中で町長の意見も、議員の皆さんの意見もそこでかなり1時間ほども関係余裕時間を持ってやったと思っております。私は議会制民主主義という観点から、また議運の委員長として議会制度のあり方というものに対して、常任委員会はどういうものであるかという観点から審査をいたしております。このような関係から、常任委員会で賛成の方は承認をいたしますという観点ではございません。その意見が出尽くした中で、挙手をもって委員会で可決をして承認をしております。そういうような観点からしても、先ほど二元代表制とか議会制民主主義とかという観点を述べられました。議会制民主主義、二元代表制、これは提案せずに専決でやられておる場合は二元代表制ではない。十分討議をした上で可決をしていく。少数意見の留保というものは、それは本当にどこまで認められるかと。議会制民主主義の中で、そういう観点から私は議会活動の中で、そういうことを重視しております。そういう観点からも十分審査をし、少数意見はあったかもしれませんが。それでも町長に対する町長の責務としては町民の支持を受け町長になられ、町長は人事権、執行権を持っております。そこの中で議会に提案されたり、そこで委員会で可決したということについては、私は議会議員として自分が反対の立場であったとしても、それは一旦審議して、それを決めてきたということに対しては、

私個人としては異議は申さないというのが自分の信条でございます。この関係については、そういうような案件について何一つ欠けておるといようなことではないと思います。

それとまた補正予算については、人事の関係については今までもこういうような関係はたくさんありました。この関係については、また別のところで安八町の浄化のために動いていくべきかなというふうに思っております。

以上で私はこのような経緯をとった上で賛成といたします。

議 長 ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

議 長 反対者討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

これの採決は起立によって行います。

本件に対する総務産建常任委員長の報告は、採択でございました。したがって、原案について採決します。

議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議 長 起立5名ですね。ありがとうございます。では、賛成多数となりまして、この平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は原案どおり可決することに決定いたしました。

議 長 日程第8、議第32号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決しました。

議長 日程第9、報第4号 平成29年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 報第4号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第4号 平成29年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について。

平成29年度安八郡安八町土地開発公社決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり報告するものとする。

平成30年6月22日提出、安八郡安八町長。

お手元の安八町土地開発公社決算報告書をごらん願います。

1ページをお願いします。

総括事項でございますが、「安八町第五次総合計画」の基本理念を踏まえ、公社経営の健全化並びに企業誘致の推進に努めてまいりました。

続きまして、理事会での議決事項でございます。4議案を御審議いただき、全て議決、承認をいただいております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いします。

こちらにつきましては、理事及び監事の就任の状況でございます。

3ページをお願いします。

損益計算書でございます。単位は円でございます。

1の事業収益3,852万4,635円。

2の事業原価4,612万7,681円でございます。よって、事業総損失は760万3,046円でございます。内容につきましては、企業への土地売却でございます。また、附帯等事業につきましては、公社所有地の賃料でございます。

3の販売費及び一般管理費でございますが、鑑定評価代等で33万6,900円。よって、事業損失は793万9,946円でございます。

4の事業外収益、受取利息は預金利息であり、また雑収益は町からの公社運営補助金等でございます。事業外収益の合計は5,072万5,325円となっております。

5の事業外費用、支払利息は58万7,657円、特定土地と完成土地等に係り

ます借入金の利息でございます。差し引きしまして、経常利益4,219万7,722円となっております。

当期純利益は4,219万7,722円となり、前期繰越欠損金4億6,919万1,552円、合わせまして欠損金合計は4億2,699万3,830円となっております。

4ページをお願いします。

貸借対照表でございます。こちらも単位は円でございます。

まず、資産の関係でございます。

1の流動資産と2の固定資産、定期預金及び3.長期未収金でございますが、合わせまして資産合計7億4,200万6,170円でございます。

続きまして、負債の関係でございますが、2の固定負債、長期借入金でございます。負債合計は11億6,400万円となっております。

続きまして、資本の関係でございます。1の資本金といたしましては500万円、2の欠損金でございますが4億2,699万3,830円でございます。合わせまして、資本合計はマイナスの4億2,199万3,830円となっております。よって、負債資本合計は7億4,200万6,170円でございます。

5ページ目をお願いいたします。

キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の動きをあらわすものでございます。

1の事業活動によるものでは、土地の移動等に伴う土地の売買、支払利息などで、合わせまして9,103万7,910円。3の財務活動につきましては、長期借入金の関係でマイナスの9,100万円となっております。

期首の残高に合わせまして、最下段6でございますが、期末の現金残高は1,426万9,520円となっております。

6ページの財産目録は、先ほどの4ページ、貸借対照表と内容は同じでございますので省略させていただきます。

7ページをお願いします。

欠損金処理計算書でございます。

前期繰越欠損金、当期純利益合わせまして4億2,699万3,830円、こちらを全額次年度に繰り越すものでございます。

以下、8ページ以降になりますが、土地の移動明細、また次ページからは期末繰越明細のほうを添付させていただいております。

以上、平成29年度安八町土地開発公社の決算報告とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、報第4号 平成29年度安八郡安八町土地開発公社決算報告については終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって平成30年第2回安八町議会定例会を閉会します。

それでは、議会全員協議会を1時半からでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

議 長 1時半から全員協議会を開催させていただきます。お疲れさんでした。

(閉会時間 午後0時03分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月22日

議 長 大 平 文 雄

議 員 安 井 忠

議 員 小 川 文 雄